

## 空調設備保守点検業務委託仕様書

本仕様書はエコマール那覇リサイクル棟及びプラザ棟の空調設備を常に良好な状態に維持するとともに、故障の未然防止を図るために必要な保守点検業務に関する仕様を定めたものである。

### 1 業務委託期間

契約締結した日から令和9年3月31日までとする。

### 2 業務委託対象となる空調設備の表示

#### (1)対象施設

- ①エコマール那覇リサイクル棟（南風原町字新川 655 番地）
- ②エコマール那覇プラザ棟（南風原町字新川 641 番地）

#### (2)図面 別紙参照

### 3 業務委託内容

- (1)履行期間内2回（4月、10月）のフィルター清掃、年保守点検、報告書作成
- (2)保全技術員による年4回の定期点検
- (3)不時の故障等が発生したときの点検及び修理
- (4)保守点検は冷房及び空調設備のすべての部分とし内容等は次のとおりとする。
  - (a) 機器外観チェック
  - (b) 室内機エアフィルターの清掃
  - (c) 電気回路（絶縁抵抗の測定）
  - (d) 運転電圧、電流測定
  - (e) 高圧圧力、低圧圧力測定
  - (f) 振動及び騒音確認
  - (g) 冷凍サイクルのガス漏れ確認
- (5)下記の消耗品は、受託者負担とする。
  - (a) 作業に必要なブラシ、ウエス等
  - (b) 表示ランプ、ヒューズ類等
  - (c) ビニールテープ、パッキン類等
  - (d) オイル・グリス等(注入用)
  - (e) ビス・ナット・ワッシャー等
  - (f) 漏洩検査用アルコール・石けん等
- (6)その他の取替えを要する部品等の費用については、双方協議するものとする。
- (7)本仕様書に明記無き事項といえども、空調設備運転機能上、点検調節等を必要とするものは本契約に含まれるものとする。
- (8)保守点検の日時については、本市担当者と調整し決定するものとする。

### 4 準拠規格

本業務委託の遂行にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとし、その他、電気、機械に関する技術基準を定める省令及び告示、最新の規格等、関係法令に従って施工するものとする。

## 5 整備

保守点検を行い、運転調整の結果異状箇所が発見された場合は、速やかに市の担当者に報告し機器の復旧に要する費用の見積書を提出しなければならない。なお、見積書作成及び提出に係る費用等は本保守点検業務に含まれるものとする。

## 6 異状時の処置

保守物件に異状及び故障が生じたときは、その都度状況に応じた点検・報告を行うものとし、敏速に対応すること。点検終了後に、受託者は委託者に報告及び機器の復旧に要する費用の見積書を提出しなければならない。なお、点検・報告及び見積書作成、提出に係る費用等は本保守点検業務に含まれるものとする。

## 7 報告

保守点検終了後は、速やかに作業点検報告書を提出するものとする。ただし、異状、故障及び修繕の必要がある場合は、ただちに報告するものとする。

## 8 協議

この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの仕様書に定めている事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。

## 9 その他

第三者委託（下請け）は不可とする。